

2. 人員配置基準

管理者	運営管理責任者で、従業者及び業務の一元的管理、従業者の指揮命令を行う。 常勤1人配置【管理上支障がない場合、他事業所・施設の職務との兼務可】	
サービス管理責任者	個別支援計画の作成、日中活動の場との連絡調整などを行う。 利用者30人食に1人配置。	
世話人 【常勤換算人数】	個別支援計画に基づき、食事や掃除等の家事支援や、日常生活の相談支援を行う。 利用者数を6で除した数以上を配置。	
介護サービスの提供	【介護サービス包括型】 当該事業所の従業者が、介護を行う。 障がい支援区分3の利用者数を9で除した数 障がい支援区分4の利用者数を6で除した数 障がい支援区分5の利用者数を4で除した数 障がい支援区分6の利用者数を2.5で除した数の合計数以上	【外部サービス利用型】 外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託 介護サービスの手配（アレンジメント）が必要

3. 設備基準

立地場所	入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること。
居室	1人一室の居室を確保し、居室面積は収納スペースを除き7.43㎡以上とすること。
その他	台所、トイレ、浴室など日常生活を送る上で必要な設備のほか、相互交流スペース（食堂・ダイニング等で可）を確保すること。共同生活住居の配置、構造及び設備は、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。

～サテライト型住居～

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人暮らしをしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新しい支援形態として本体住居の密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みが創設されました。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 （※）	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	-
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	
住居の追加取上限	2戸 本体住居が4名以下の場合は1戸まで	
距離条件	本体住居から20分圏内	

※サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まない

（事業所の利用定員には含む）